

### Ⅲ 介護保険事業

ふくしま成年後見訪問介護事業所が福島市の指定を受け、次の事業を実施します。

#### 1. 日常生活支援総合事業

家庭において自立した日常生活を営んでいけるようホームヘルパーが訪問してお手伝いします。

- (1)対象者 介護保険の被保険者で要支援の認定を受けた者
- (2)計画 利用者のアセスメントを行い、第1号訪問計画を作成する。
- (3)サービス内容 (身体介護と生活援助の明確な区別はない。)
  - ①身体介護 食事介助、入浴介助、排せつ介助、保清整容介助、移動・移乗介助、服薬介助
  - ②生活援助 日用品の買物、調理、掃除、洗濯

利用単位 (料金)	
① 訪問型独自サービスⅠ (週1回程度)	1172単位 (1ヶ月)
② 訪問型独自サービスⅡ (週2回程度)	2342単位 (1ヶ月)

#### 2. 訪問介護

自宅において自立した生活ができるようホームヘルパーが訪問して介護サービスを提供します。

- (1)対象者 介護保険の被保険者で要介護の認定を受けた者
- (2)計画 利用者のアセスメントを行い、訪問介護計画を作成する。
- (3)サービス内容
  - ①身体介護 食事介助、入浴介助、排せつ介助、保清整容介助、移動・移乗介助、服薬介助
  - ②生活援助 日用品の買物、調理、掃除、洗濯



利用単位 (料金)	
① 身体介護	20分～30分未満255単位、 30分～60分未満404単位、 60分～90分未満587単位
② 生活援助	20分～45分未満191単位、 45分～60分未満236単位

### Ⅳ 生きがい支援事業

高齢者等の知的欲求を満たす諸講座に触発され、各人が生きがいをもって暮らすことを目指すものである。

#### 1. 速習講座 (講演会)

- (1)成年後見に関する講演会
- (2)文化活動に関する講演会
- (3)社会保障に関する講演会  
医療、年金、福祉等
- (4)高齢者、障がい者等に関する講演会



#### 2. 生き生き講座

- (1)万葉集講座 万葉集を学び万葉の世界を知る
- (2)海坂サロン 藤沢周平作品の愛好者の集い
- (3)終活と遺言講座 等

#### ふくしま成年後見センターは 認定特定非営利活動法人です。

##### 認定特定非営利活動法人とは

NPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正で、公益の増進に資するものであって、一定の基準に適合すると所轄庁の認定を受けた法人を言う。

- 認定NPO法人への寄付者に対し税制優遇がある。
  - ・個人の場合 寄付金控除が受けられる (最大50%の税額控除)
  - ・法人の場合 損金算入限度額の枠が拡大される。
  - ・相続人の場合 寄付をした相続財産が非課税になる。

##### 寄付のお願い

認定特定非営利活動法人であるふくしま成年後見センターへの寄付をお願い申し上げます。

#### 認定特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター

本部 (福島) TEL 024-535-5451  
郡山支部 TEL 024-933-5678  
会津若松支部 TEL 0242-25-0150

<令和2年3月作成>

#### 認定特定非営利活動法人

# ふくしま成年 後見センターの

## ご案内



#### 主な事業

- 1. 成年後見 (利用促進) 事業
- 2. “たすけあい” 事業
- 3. 介護保険事業
- 4. 生きがい支援事業

— 公益信託うつくしま基金令和元年度助成 —

## ふくしま成年後見センター

〒960-8111 福島市五老内町6-4フジコープラス101

TEL 024-535-5451 FAX 024-535-5457

【メール】info@fukushima-kouken.org 【ホームページ】http://fukushima-kouken.org

# I 成年後見(利用促進)事業

- 成年後見制度は判断能力が不十分な方を支援する制度で次の二つがあります。

## 法定後見制度

### 現在、判断能力が不十分

後見人、保佐人、補助人が本人の意思を尊重し、代理行為等により本人を支援する。

## 任意後見制度

### 現在、判断能力がある

判断能力があるうち、将来判断能力が不十分になったときに備え、代理人を立て任意後見契約を結んでおく。

## 1. 成年後見研修

### (1)市民後見人養成講座(基礎)

成年後見に関心を持つ市民を対象に、成年後見についての基礎を学び、市民後見人の養成を目指す第一歩である。

講師の大学教授、弁護士等のもとで**4日間**実施

### (2)市民後見人スキルアップ研修

成年後見の講座等を受講したことがある者で、成年後見を更に深く知り、市民後見人として活動したい者を対象に、実務を中心に市民後見人としてのスキルアップをはかる。

講師の実務家、専門家等のもとで**4日間**実施

### (3)市民後見人フォローアップ研修

成年後見を熟知し、市民後見人等として活動している者を対象として、さらなる活躍を期待し演習や最新の情報を踏まえた講義等を実施する。

講師の実践者、大学教授等のもとで**2日間**実施



# 2. 成年後見申立手続支援

## (1)法定後見申立手続支援

法定後見の3類型(後見、保佐、補助)を利用するには家庭裁判所への申立てが必要で、その際の手続きの作成等申立手続きを支援します。

## (2)任意後見契約手続支援

任意後見契約は、依頼者・受任者間の契約事項を公証人役場で公正証書にする必要があり、その際の仲介役として契約手続きを支援します。

## (3)申立手続セミナー

成年後見の申立手続に関するセミナーを**2日間**開催します。

# 3. 成年後見人等の引受

## (1)成年後見人等の引受(法定後見)

家庭裁判所の審判を受けた成年後見人等(保佐人、補助人)を当センターが法人後見として引受けます。

当法人の会員である専門職(弁護士、社会福祉士、行政書士等)と市民後見人のペアで引受けます。

## (2)任意後見人等の引受(任意後見)

当事者の合意に基づく任意後見契約において、任意後見人等を当センターが法人後見として引受けます。

当法人の会員である市民後見人等が単独で引受けることを原則とします。

# 4. 遺言・死後事務手続支援

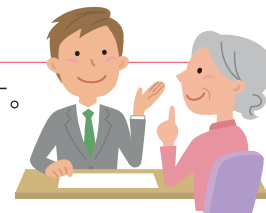
遺言、死後事務契約を公正証書で作成する際の公証人役場との仲介及び作成手続を支援します。

# 5. 常設相談所

成年後見についての相談に応じています。

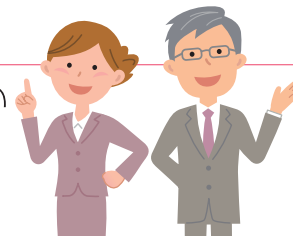
事前に電話連絡ください。

月～金 13:00～15:00



# 6. 講師派遣(出前講座)

成年後見に造詣深く、わかりやすい講義をする講師を派遣します。



# II “たすけあい”事業

高齢者等の方々が日常生活で困っていることを会員である支援相談員(有償ボランティア)がお手伝いします。

## 1. 生活支援事業

### (1)生活支援

- ①電球・蛍光灯交換
- ②家具・ベッド移動
- ③衣服の整理 ④部屋の整理 等

### (2)家事支援

- ①炊事 ②洗濯 ③掃除 ④ゴミ出し
- ⑤物干し ⑥窓拭き 等

### (3)介護支援

- ①食事介助 ②入浴介助 ③車イス介助
- ⑤介護タクシー(タクシー料金:キャッチへ委託) 等

### (4)同行支援

- ①病院・薬局 ②イベント ③小旅行 等

### (5)代行支援

- ①買物 ②特定物授受 ③特定物引渡し 等

### (6)緊急支援

- ①病院の緊急入退院付添(泊り、深夜勤務はしない)



## 利用料金(時間制)

	①	②	③	④
1時間まで	1,300円	2,050円	2,800円	880円×就業時間
	(750円+300円+250円)	(1,500円+300円+250円)	(2,250円+300円+250円)	(交通費、事務費含)

## 2. ふれあい支援事業

### (1)見守り支援(①と②セット又は別々)

- ①見守りサポート(コントローラー利用: ALSOKへ委託)
- ②見守り訪問(月1回の訪問と月1回の電話確認)

### (2)ふれあい支援(話し相手: 月1回1時間)

## 利用料金(月ぎめ)

	①	②	③
見守りサポート	2,400円	又は2,960円	
		(税別)	
見守り訪問	1,300円		
	(800円+300円+200円)		
ふれあい支援	1,500円		
	(1,000円+300円+200円)		